

第 14 回統計委員会・第 18 回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 20 年 10 月 20 日 (月) 15 : 00 ~ 17 : 15

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委員等】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、佐々木委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第 3 条及び 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官（統計基準担当）北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第 10 号「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 諮問第 4 号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」に関する中間報告について
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 専門委員の発令等について

竹内委員長から、資料 1 により専門委員の発令及び資料 2 により部会に属すべき専門委員の指名の報告がされた。

(2) 諮問第 10 号「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」

犬伏総務省統計審査官から、資料 3 に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、産業統計部会に付議されることとなった。

(3) 部会の審議状況について

平成20年10月15日に開催された第3回国民経済計算部会の審議状況について、資料4に基づき、吉川部会長から報告の後、意見交換が行われた。その結果、平成23年7月の経済センサス活動調査の実施に伴い22年末に工業統計調査が実施されないとSNAの22年確報の精度が大きく低下する問題について、次の結論となった。

経済産業省は、22年12月の工業統計調査の実施が可能かどうかについて、関係機関と相談しつつ検討の上、その結果を11月10日の基本計画部会において報告すること

本問題については、今後、国民経済計算部会ではなく、基本計画部会で審議すること
各委員等の主な意見は次のとおり。

- ・ SNA推計の精度確保の観点から平成22年に工業統計調査又はそれとほぼ同等の情報が得られる調査を行う必要があるということは、国民経済計算部会メンバーのコンセンサスである。
- ・ SNA確報の精度確保のために工業統計調査を22年末に実施した場合、23年の「経済センサス活動調査」の実査や今後の経済センサスのあり方に影響する問題であることから、この問題をどこで検討するか、いつまでに結論を出すのが重要なポイントである。
- ・ この問題の検討に当たっては、喫緊の問題と、中長期的な問題とを区別して議論することが必要。そうしないと混乱を招く恐れがある。
- ・ 工業統計調査を実施しないことによるSNA確報の精度の低下の問題については、統計委員会においていくつかの対策を比較検討した上で、決定すべき。
- ・ 経済センサスの調査内容等について、公的統計全体の改善の観点からきちんとエビデンスに基づいて検討すべき。
- ・ 現在のSNA推計は、速報、確報及び確々報の間で異なる基礎統計に依存しているため整合性が十分確保されていないとの指摘があるので、関係部局において、現在の推計方法を固定的に考えるのではなく柔軟に改善方を検討する必要がある。また、この検討に当たっては、必要な統計リソースを確保することも重要。
- ・ SNA推計について、中長期的には、工業統計に中心的に依存する現在の推計方法が本当に高い精度をもたらしているのか、生産動態統計など他の多くの統計を利用することでより一層の精度向上が図られるのではないかなど点について検討すべき。
- ・ 「経済センサス活動調査」の実施者の一人としては、このタイミングで当該調査の現在の枠組みを再検討することは非常に遺憾であり、実査体制の点から非常に難しいものがあると考え。しかしながら、本委員会の議論を踏まえて、「経済センサス活動調査」及び「工業統計調査」の実施時期、実施方法等について見直しが可能かどうかについて、関係機関と相談しつつ検討することとしたい。ただし、見直しを行うとしても、これは過渡的な措置であり、平行して、SNA部局において、SNA推計の抜本的な見直しやSNAと一次統計との関係を十分に検討することを前提としてもらいたい。
- ・ 「経済センサス活動調査」の実施者の立場から言うと、現在の枠組みの変更に関する選択肢と

して概念的には幾つかの方法が考えられるが、いずれもデメリットが大きく、その中からどれが相対的にベターかという観点から、実査を担う地方公共団体等の意見も聞いた上で、真剣に検討していきたい。この際に重要なことは、回答の正確性の確保、回答者の負担軽減等であり、これを解決するためには各方面の協力が必要である。

- ・ 「経済センサス 活動調査」の現在の枠組みを取りまとめた立場からすると、当該調査のコアの一つである工業の部分について、当該調査に先んじて22年12月に工業統計調査により調査されることになると、現在の枠組みを維持できない。SNA 推計に大きな問題があるとするれば当然枠組みの再検討が必要であるが、理想とする「経済センサス 活動調査」は23年調査ではなく、その次の調査での実現を目標にせざるを得ない。
- ・ 実査を担う地方公共団体としては、22年12月の工業統計調査の実査が可能かどうか強い懸念がある。これまで現在の枠組みを前提として準備作業を事務的に詰めてきたという経緯もあるので、枠組みの変更について直ちに了解するとは言えない。
- ・ SNA 部局としては、関係機関、特に実査を担う地方公共団体に対し、何故、「経済センサス 活動調査」の枠組みの再検討が必要になったのかを十分に説明し理解を得たいと考えている。
- ・ 「経済センサス 活動調査」は非常に重要な調査なので、22年に工業統計調査を実施することになった場合、現在の枠組みが全てご破算になるということは絶対に避けて欲しい。その場合でも「経済センサス」の長期的なあり方を十分考慮に入れた上で23年の「経済センサス 活動調査」を何らかの修正した枠組みで実施して欲しい。

(4) 諮問第4号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」に関する中間報告について

中島統計委員会担当室長から、資料5に基づき、前回基本計画部会での審議を踏まえた基本計画に関する中間報告(案)の修正内容等の説明の後、意見交換が行われた。その結果、表現振り等の詳細については委員長に一任した上で、中間報告については、基本的に資料5の案のとおり採択することとされた。

各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 「第2.2(6)のストック統計の整備」に係る現状・課題等において、国富調査により償却率等の推計方法の信頼性の検証が可能であるかのように誤解される記述があるので、ここは誤解を招かないよう修正すべき。また、取組の方向性において、推計区分として「資産別・制度部門別」とあるが、制度部門別よりも産業別の推計の方がメインであるので、「資産別・制度部門別・産業別」の方が妥当。
- ・ 別表は31ページと大部なものとなっているが、これが工程表に相当するものとするれば少し多すぎるので、今後、最終的な答申に向けて、もう少しプライオリティ付けをして整理する必要があるのではないかと。

(5) その他

吉田総務省国際統計企画官から、資料6に基づき、平成23年経済センサス 活動調査第1次試験調査の概要の説明が行われ、その後、本調査については、平成23年経済センサス 活動調査に

係る課題の検討を目的としたものであることから、指定統計調査と密接な関連を有すると認められる統計調査であるが、統計報告調整法施行令第1条の2のただし書きに規定する軽微な事項と認められるため統計委員会の審議に付さないこととされた。

次回の委員会は平成20年11月10日(月)15:00から基本計画部会との合同で開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>